
■□■ 宅地建物取引士 ■□■

■□■ 相続 ■□■

(質問) 親権者は相続人になるの？

(回答) オーナーも責任を負う場合があります

(記事内容)

【借金も相続するの？】

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務（相続財産）を承継します。借金も含めて承継します。しかし、被相続人の一身に専属した権利（一身専属権）などは承継されません。たとえば、委任者または受任者たる地位や生活保護受給権、扶養請求権、離婚請求権、慰謝料請求権などは相続しません。

【相続はいつ始まるの？】

相続は、死亡によって開始します。ここでいう死亡には、自然死亡と失踪宣告の2つがあります。自然死亡の場合は、実際に被相続人が死亡した時に相続が開始します。相続人がそれを知っていたかどうかは関係ありません。失踪宣告による死亡の場合は、普通失踪にあっては7年間の失踪期間満了の時に相続が開始し、特別失踪にあっては、危難の去った時に相続が開始します。

【相続人でない人が相続してしまったら？】

実際は相続人ではない者（表見相続人）が、相続人であると称して真実の相続人に帰属すべき相続財産を占有している場合、真実の相続人は、表見相続人に対して、その返還を請求することができます。

表見相続人の例としては、①相続欠格者にあたる相続人、②被相続人により廃除された者、③真実の実親子関係がないのに戸籍上「実子」とされている子供などがあります。

【相続しなければいけないの？】

相続財産は土地やお金といったプラスの財産だけとは限りません。場合によっては、借金などマイナスの財産の方が多く場合も十分あり得ます。そこで、相続人は、相続するか(承認)、しないか(放棄)を決めることができます。

また、承認については、相続財産全部について承認をすること(単純承認)も、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務および遺贈を弁済するという限定付きで承認をすること(限定承認)もできます。ただし、限定承認は共同相続人の全員が共同して行う必要があります。

【承認しなくても承認したことになることが？】

相続人が相続財産の全部または一部を処分したとき(保存行為や3年を超えない建物賃貸借等は除く)や、相続人が限定承認または放棄をした後に、相続財産の全部もしくは一部を隠したり、使い込んだり、悪意で相続財産目録中に記載しなかったりしたとき(その相続人が相続の放棄をしたことによって相続人となった者が相続の承認をした後は除く)は、単純承認をしたものとみなされます(法定単純承認)。

【相続の承認・放棄はいつでもできるの？】

【**工**相続人は、原則として、自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に、相続について、単純承認もしくは限定承認または放棄をしなければなりません(ただし、この期間は、利害関係人または検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができます)。

限定承認と放棄は家庭裁判所にその旨を申述しなければなりません。相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされます。

この期間内に限定承認または相続の放棄をしないと、単純承認したものとみなされます。

【共同相続人の共有になった財産を分けるには？】

被相続人が死亡して相続が開始すると、被相続人に属した財産はひとまず共同相続人全員の共有に属することになります。しかし、ここでの共有状態は、あくまでも各共同相続人の単独所有に移行するまでの暫定的なものにすぎません。遺産分割とは、このような状態を解消して、遺産を具体的に各共同相続人に分けるための手続です。

遺産分割の方法としては、①遺言による分割方法の指定、②共同相続人の協議による分割、③家庭裁判所による分割、があります。

遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生じます。ただし、第三者の権利を害することはできません。この「第三者」とは、相続開始後、遺産分割までの間に、個々の遺産の法定相続分に相当する財産を譲り受けた者をいいます。

(過去問題にチャレンジ！)

【問題】 A には死亡した夫 B との間に子 C がおり、D には離婚した前妻 E との間に子 F 及び子 G がいる。F の親権は E が有し、G の親権は D が有している。A と D が婚姻した後に D が令和 3 年 7 月 1 日に死亡した場合における法定相続分として、民法の規定によれば、正しいものはどれか。(2021 年度問 9)

- 1 A が 2 分の 1、F が 4 分の 1、G が 4 分の 1
- 2 A が 2 分の 1、C が 6 分の 1、F が 6 分の 1、G が 6 分の 1
- 3 A が 2 分の 1、G が 2 分の 1
- 4 A が 2 分の 1、C が 4 分の 1、G が 4 分の 1

正解：1

子と配偶者が相続人の場合の相続分は各 2 分の 1 となります(民法 900 条 1 号)。また、複数の子が相続人の場合の相続分は相等しいものとなります(同法同条 4 号)。したがって、死亡した D の配偶者である A および D の子である F と G が相続人となり、A の相続分が 2 分の 1、F と G の相続分は 4 分の 1 となります。

筆：Ken ビジネススクール代表 田中謙次

